

直方商工会議所人材育成事業
補助金交付要綱

【直方商工会議所人材育成事業補助金交付要綱】

(目 的)

第1条 この要綱は、中小企業者が人材育成を図る目的として研修に参加する場合に、これに要する費用の一部を補助する事によって中小企業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(補助の対象)

第2条 会頭は、本市に事業所がある中小企業者、または直方商工会議所の会員である中小企業者が、次の各号に掲げる研修に参加する場合、当該研修の受講料に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 九州本部 中小企業大学校九州校が実施する研修
- (2) 公益社団法人 九州機械工業振興会が実施する研修

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、以下のとおりとする。

1. 補助金の額は、受講者一人当たりの研修に係る受講料の四分の一とし、千円未満の端数は切り捨て、受講者の人数分を合計する。ただし、補助金の額は、一事業所につき2万5千円を上限とする。
2. 直方商工会議所の会員事業所については、前項の補助金の額と同額を加算し事業所に交付するものとする。
3. 他の公的機関の補助を受けて行う人材育成事業については、他の公的補助金の額と第1項、第2項の合計額が受講料の総額を超えない範囲で交付するものとする。

(補助金の申請)

第4条 この要綱に基づく補助を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)を会頭に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 会頭は、前条の申請書を受理した場合において、適当と認められるときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知し、交付しないと決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(変更取消等の届出)

第6条 補助金交付決定通知書を受けた後に、受講者等の変更及び取消がある場合は速やかに変更取消届(様式第3号)を会頭に提出しなければならない。

(実績報告及び補助金の請求)

第7条 補助金の交付の決定をうけた者は、補助の対象となった研修終了後2週間以内に実績報告書(様式第4号)に必要な書類を添えて補助金交付請求書(様式第5号)とともに会頭に提出するものとする。

(補助金の交付)

第8条 会頭は、前条の実績報告を受けたときは、審査の上、決定通知者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の取消等)

第9条 会頭は、決定通知者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、補助の全部または一部を取消し、交付した補助金の全部もしくは一部返還させることがある。

(1) 申請に関し不正があったとき。

(2) 申請書等に不実の記載があったとき。

(3) その他、会頭が補助を行うことを不相当と認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会頭が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

第2条の補助対象研修は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

第3条の補助金の額は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

第2条の補助対象研修は、令和6年1月5日から施行する。

附 則

要綱の名称及び要綱の一部改正については、令和8年4月1日から施行する。

直方商工会議所人材育成事業補助金実施要領

(目的)

第1条 この要領は、直方商工会議所人材育成事業補助金交付要綱第10条に基づき、事務手続き等に必要な事項を定める。

(予算)

第2条 この補助金に係る予算は、直方市人材育成補助金と同額を上限とする。

(補助金の負担割合)

第3条 補助金の負担割合は、以下のとおりとする。

1. 交付要綱第3条第1項の補助金の額は直方市からの補助金を充当する。
2. 交付要綱第3条第2項の会員事業所に対しての加算額は、直方商工会議所が負担する。

(申請及び交付手続き)

第4条 申請の受付及び交付にかかる事務は直方商工会議所において行うものとする。

(交付の時期)

第5条 交付要綱第8条に基づく補助金の交付は、毎年年度末に一括して行うものとする。

(交付金額の積算)

第6条 交付要綱第3条に基づき積算し、確定した額を交付金とする。ただし、補助申請総額が要領第2条に定める予算を超過した場合は、予算の範囲内で当該事業所に按分して交付するものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から執行する補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領の一部改正は、令和8年4月1日から執行する。